

新幹線プレス

2019年8月16日 No.431

発行者 杉澤秀則

編集者 教宣部

JR東海労新幹線地本

新人事賃金制度見直し 御用組合の早期妥結を許すな！

職務手当月定額のねらいは何か？

新人事賃金制度見直しで会社は、乗務日数に比例した特勤手当から、月定額の職務手当に変えるとしています。

職務手当が月定額になったら、乗務できつい思いをするよりも「乗務しなくても一定額がもらえるからいい」という声も出ています。

しかし勘違いしてはなりません。乗務させるのも乗務させないのも、われわれが決めるのではなく会社が決めるのです。

ところで会社はなぜ月定額としたのでしょうか。

現在の新人事賃金制度が実施されるまでは、乗務手当は乗務時間と乗務キロに応じて支払われていました。

新人事賃金制度で、乗務キロや乗務時間ではなく乗務日数に応じて支払われるように変わりました。

そして今回の見直しでは、月定額へと変更されようとしています。

かつてと比べれば、スピードアップによって乗務キロは飛躍的に増えているのは間違いありません。特勤手当を月定額の職務手当にする意図は、これからは労働強化をいくら進めても手当を増やさなくできるということにあります。

ユニオンは早々と妥結しましたが、私たちは新人事賃金制度見直しに反対して会社と団体交渉を継続しています。

ユニオン組合員のみなさん！ともに声を上げましょう！